



## Vol.34

弁護士 岡 正俊  
杜若経営法律事務所

### ★身体的接触の違法性について

今回のニュースレターでは、セクハラが問題になった比較的最近の裁判例（東京地裁平成28年12月21日労働判例ジャーナル60号64頁）をご紹介します。とある雑誌でも紹介させていただいた裁判例ですが、最近似たようなご相談を受けていたこともあって興味深かったのもので、ニュースレターでもご紹介させていただきたいと思っています。

セクハラもパワハラも受け取る側の見方によって異なる評価を受けることがあるのは同様ですが、セクハラについては、パワハラよりも歴史が古いですし、従業員の皆さんも十分気をつけていると思いますので、最近はそれほど相談は多くありません（パワハラについては、上司としても厳しく指導しなければならない面もありますので、受け取る側の評価によってはトラブルになることも結構あり、ご相談もそれなりにあります）。

本件裁判では、上司が退社す

る際に原告の頭部に触れたことが複数回あったと認定され、同行為の違法性が問題となりました（セクハラ的事件では、事実自体に争いがあることが多く、本件裁判でも、後頭部をなで上げられるように触ったかどうかについては主張に食い違いがありましたが、原告に帰宅を促す形で原告の頭に軽く触ったことが2回ほどあることは上司自身が認めていました）。

この行為について、裁判所は、「必要もなく身体的な接触をする行為は、被接触者に性的不快感を抱かせ得るものであるところ、従業員に対して退社を促す際に、身体に接触する必要は全くない」と判示し、上司と原告との年齢差、上司と部下の関係以上に親密な関係がないこと、上司が原告に対し「愛してる」などのLINEのメッセージを送っていたこと（この行為自体も違法と判断されています）等を考慮し、違法と判断しました。

違法なセクハラ行為かどうかの判断では、身体的接触をした

部位も判断要素の一つとなり、胸・腰・尻などに比べ、頭・肩などは違法とされる可能性の程度は低くなりますが、他の事情によっては違法と判断される場合もあります。本件裁判でいえば、仲の良い同僚同士が身体的な接触をする場合と、上司が部下に身体的な接触をする場合とは意味合いが違うといえますし、「愛してる」などのメッセージを送っていたとなると身体的な接触も性的な意味を持つものなのではないかとの疑念、不快感を相手方が持つことになり、本件のように違法と判断されてしまいます。

私が受けたご相談では、やはり事実関係についての当事者の主張に食い違いがありました。加害者とされた従業員の方も、後ろ向きの相手をお呼びするために、トントンと肩を叩いたことがあることは認めていました。被害を訴えた従業員は、このような行為についても不快に感じたし、受け手が不快に感じたのであるからセクハラであると訴えました。違法かどうかの判断では、単に受け手が主観的に不快感を持ったというだけで違法となる

わけではなく、先に述べたような客観的要素も加えて判断されることとなります。この相談事例では、年齢が離れており、親密な関係があるというわけではありませんでしたが、行為態様が肩をトントンと叩いた程度であり、その理由も後ろ向きの相手をお呼びするためということで全くその必要がないというわけでもなかったため違法ではないと判断し、そのようにアドバイスしました。

もっとも、職場の雰囲気や従業員のモチベーション等の問題もありますので、違法でなければ良いという話でもないと思います。損害賠償や懲戒処分の対象にならないとしても、相手に不快感を与えるような行為はすべきではないでしょうし、職場において相手に身体的な接触をする（それをしなければならぬという程度の）必要性がある場面というのは基本的にはないと思いますので、無用なトラブルを避ける意味でも、身体的な接触はしない方が良いのではないかと思います。